

## 茨城県卓球連盟 登録規程

(総 則)

第1条 公益財団法人(以下「公財」という。)日本卓球協会が定めた登録規程に基づき、茨城県卓球連盟(以下「本連盟」という。)登録規程を定める。

(加 盟)

第2条 本連盟は、(公財)日本卓球協会に加盟する。

(登録会員)

第3条 登録会員とは、本連盟に登録するもので、下記の2つの区分とする。

- 1) 選手登録
- 2) 役員登録(役員登録のみでは、選手活動ができない。)
- 2 原則として同一人の選手登録は、一つのチームに限る。
- 3 本連盟に登録する際の氏名と性別は、住民票記載事項に準ずる。

(登録会員の種別)

第4条 登録会員の種別は、下表のとおりとする。

種別	略称	対 象 者
第1種	一 般	年令を制限しない一般及び次の第2・第3・第4・第5・第6・第7種に所属しない選手
第2種	日学連	日本学生卓球連盟に所属する選手
第3種	高体連	全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手
第4種	中学生	中学生の選手
第5種	小学生	小学生以下の選手
第6種	教職員	全国教職員卓球連盟に所属する選手
第7種	日本リーグ	日本卓球リーグ実業団連盟に所属する選手
第8種	役 員	①本連盟の役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 ②全国教職員卓球連盟に所属する役員

(複数の登録)

第5条 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録をし、チーム戦出場のため勤務先以外の一つのチームに二重登録することができる。  
ただし、茨城県内に限る。

- 2 中学生(第4種)及び小学生以下(第5種)は所属学校以外に茨城県内の一つのクラブに二重登録することができる。
- 3 役員は、茨城県内に限らず、第7条に則り複数登録することができる。
- 4 役員と選手は、それぞれ兼ねて登録することができる。

(会員の権利)

第6条 第4条に規定された登録会員は、それぞれの参加資格を満たせば、本連盟及び(公財)日本卓球協会が行う全ての競技会並びに検定会、研修会等に参加することができる。

(登録地)

第7条 本連盟に登録する者は、茨城県内に居住地、勤務先、学籍地のいずれかがあること。

- 2 海外に居住または勤務を有する者で、前項に該当しない者は、原則として本籍地より登録することが出来る。
- 3 居住地と勤務先が2つの地域にまたがるときは、自己の意志によってそのいずれかの都道府県加盟団体に所属しなければならない。
- 4 居住地とは、住民登録がなされている所を指し勤務先とは雇用者と雇用契約締結した上で週7日のうち4日以上勤務する所を指す。  
学籍地とは、在学している学校の所在地をいう。

(登録料の納入)

第8条 登録料は、本連盟に納入するものとする。

- 2 納入後、選手登録者には、日本卓球協会指定のゼッケンを、役員登録者には、役員章を渡すものとする。
- 3 第5条の複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。
- 4 一旦納入された登録料は、原則として返金しない。

(登録有効期間)

第9条 登録有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(登録手続)

第10条 (公財)日本卓球協会に登録する会員は、本連盟を通じて登録しなければならない。

- 2 登録会員になろうとする者は、加盟登録申請書に必要事項を記入または入力し、本連盟の規定する登録料に(公財)日本卓球協会の登録料を添えて申請する。
- 3 登録は、毎年行うものとし原則として4月1日から6月30日までの間に、その手続きを完了しなければならない。  
但し、特別の事由により上記の期間内に登録の手続きが出来なかった場合は、その事由を付し、本連盟会長の承認を得なければならない。
- 4 本連盟の役員は、例外なく登録しなければならない。

(登録変更)

第11条 登録者が、転居、転勤、転校、結婚及び離婚、その他特別な事由が発生した場合は、登録チームを変更することができる。

- 2 登録の変更をしようとする者は、本連盟に加盟登録変更申請書を提出する。  
提出を受けた本連盟は、旧登録地に報告した後、(公財)日本卓球協会へ登録変更手続きを行う。  
この場合は、(公財)日本卓球協会に対する新たな登録料は、不要とする。  
本連盟に対する登録料は、第13条に規程された登録料を納めるものとする。

(登録取消)

第12条 次の項目に該当する場合は、登録の取消を含め、本連盟理事会の決定に従い、これを公表することができる。

- 2 (公財)日本卓球協会定款並びに本連盟規約・規程等に違反した場合
- 3 会員としての体面を著しく汚した場合

(登録料)

第13条 登録料は、以下のよう定める。

種別	区分	(公財)日本卓球協会	茨城県卓球連盟	計
第1種	一般	1,500円/人	1,000円/人	2,500円/人
第2種	日学連(加盟)	1,100円/人	900円/人	2,000円/人
第3種	高体連	900円/人	900円/人	1,800円/人
第4種	中学生	700円/人	400円/人	1,100円/人
第5種	小学生以下	700円/人	300円/人	1,000円/人
第6種	教職員	1,500円/人	1,000円/人	2,500円/人
第7種	日本リーグ	1,500円/人	1,000円/人	2,500円/人
第8種	役員	1,500円/人	1,000円/人	2,500円/人

- 2 役員登録と選手登録をする者については、第8種の茨城県卓球連盟登録料を免除する。

(規程の改廃)

第14条 この規程は、理事会の決議によって、改廃することができる。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から実施する。

- 2 (公財)日本卓球協会登録規程の改訂に伴い平成28年4月1日より一部改訂し実施する。